

第 3 9 回

旧軍港市国有財産処理審議会議事録

令和元年6月3日

三 田 共 用 会 議 所

2 階 第 2 特 別 会 議 室

関 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 関東財務局長あいさつ -----	1
3. 諮問事項等審議 -----	2
諮問事項 -----	2
第1 諮問	
神奈川県横須賀市久里浜1丁目に所在する土地を横須賀市に対し、都 市公園敷地として譲与することについて	
報告事項 -----	8
地方幹事会に付議し、処理した事案について	
4. 閉 会 -----	1 1

午後 2 時 0 1 分開会

1 開 会

○長谷川会長 本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

ただいまから第 3 9 回旧軍港市国有財産処理審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員の出席状況について報告します。本審議会は、旧軍港市
転換法第 6 条第 8 項の規定に基づきまして、委員の過半数の出席がなければ議事を開
き、議決することができないこととなっております。本日は、委員 1 5 名全員のご出
席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを報告します。

2 関東財務局長あいさつ

○長谷川会長 それでは、審議に入る前に、旧軍港市関係の 4 財務局を代表しまして、
関東財務局長から挨拶がございます。田中局長、よろしくお願いします。

○田中関東財務局長 関東財務局長の田中でございます。第 3 9 回旧軍港市国有財産
処理審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます
ます。また、長谷川会長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃より国有財産行政
をはじめ、財務局の業務運営にご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、
まず厚く御礼申し上げます。

本日の審議会は、先日諮問させていただきました神奈川県横須賀市久里浜に所在す
る財産の処理につきまして、ご審議いただきます。後ほど担当部長から詳しく説明さ
せていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、地域経済の活性化・地方創生を推進していくということが政府の重要課題の
一つになっておりまして、地方創生の取り組みも今年で 5 年目になりました。私ども
財務局としましても、国有財産のほか財政、金融、経済調査、広報・地域連携という

5本の柱を据えまして、各業務に注力していくことを通じ、地域の一層の活性化・発展に貢献していくことが重要な使命だと考えております。

そして、地域の活性化にとって何よりも大切なことは、地域における様々な主体が同じ目標に向かい、一緒になって、連携して取り組んでいこうということではないかと考えております。地域の皆様方、中小企業の方々、金融機関、大学、行政機関など、それぞれが思いを一つにして、またいろんなアイデアを出し合って、それぞれの役割をしっかりと果たして、お互いにシナジー効果を出していくこと、それを私どもは最近オープンイノベーションと呼んでおりますけれども、関東財務局としてもぜひともその一端を担ってまいりたいと考えているところでございます。

私ども関東財務局、微力ではございますけれども、こうした審議会でのご議論を踏まえまして、地域のためにできる限りのお手伝いをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ委員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○長谷川会長 ありがとうございました。

3 諮問事項等審議

諮問事項

神奈川県横須賀市久里浜1丁目に所在する土地を横須賀市に対し、都市公園敷地として譲与することについて

○長谷川会長 諮問事項の審議に入りたいと思います。

関東財務局長から諮問のありました、神奈川県横須賀市久里浜1丁目に所在する土地を横須賀市に対し、都市公園敷地として譲与することについて審議いたします。

それでは、事務局から諮問事項の説明をいたします。

○倉林管財第1部長 管財第1部長の倉林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。本件は、神奈川県横須賀

市久里浜1丁目に所在します合計17,685平方メートルの土地を横須賀市に対し、都市公園敷地として譲与することについて諮問するものでございます。

なお、お手元に、「第39回旧軍港市国有財産処理審議会」というスライドの資料もご用意させていただいておりますので、ご参考にしてください

初めに、位置関係についてご説明させていただきます。場所は横須賀市久里浜、赤丸で表示しておりますけれども、横須賀市の東部、横須賀市役所の南東方約5.6キロメートルに所在しております。

次に、案内図をご覧ください。赤枠内にある青色の部分が本審議会の対象財産で、3カ所ございます。JR横須賀線の東西に所在しまして、現状は更地となっております。現在、JR久里浜駅を挟んで、東西方向の歩行者動線が分断されておりますので、駅から西側にアクセスする際には南側から迂回することになります。

なお、黄色の部分は、後ほどご説明いたしますけれども、国有財産関東地方審議会の対象財産でございます。都市計画上是建ぺい率60%、容積率200%の準工業地域や工業専用地域などに指定されており、周辺は工場地域、戸建て住宅、「くりはまみんなの公園」などに囲まれております。

緑色で表示しておりますくりはまみんなの公園は、平成26年に市に譲与した、黒点線で囲まれました土地を含む都市公園でございます。

こちらは航空写真になります。JR横須賀線久里浜駅を挟んで、東西にこの未利用地が存在していることがおわかりいただけるかと思えます。

こちらは財産の沿革になります。先ほど青色でお示した本審議会の対象財産は3か所ございますが、いずれも海軍久里浜練兵場として使われていた旧軍財産でございます。昭和20年10月に旧海軍省から引き受けた後、規模の大きなものでは、昭和25年4月から旧国鉄に対して軌道敷地として時価貸付けし、その後、返還された財産や、昭和27年11月に開拓財産、ため池として旧農林省へ所管換し、その後、用途廃止の上、所管換を受けた財産などがございます。

スライドにありますとおり、青色で表示されている部分、この3か所が本審議会の対象財産でございます。

なお、当地には本審議会の対象財産以外に、スライドの黄色の部分でございますが、国家公務員宿舎等に供されていた、合計9,392平方メートルの土地があり、これらの財産は来週6月11日の国有財産関東地方審議会に付議することとなっております。

こちらの図は、先ほど申しあげました2つの審議会と対象財産の関係について、一般的な例としてお示しするものでございます。本審議会では、旧軍港市転換法に基づきまして、旧軍港市に所在する旧軍財産の処理を審議の対象としておりますが、他方、旧軍由来の財産であっても、個別の財産の状況ですとか経緯などから見て、今回の国の公務員宿舎跡地のような平和的利用の役割に寄与していたと考えられる財産を処理する場合には、通常の未利用地の処分と同様、国有財産法に基づき、国有財産地方審議会において審議いただくこととしております。

今回、この2つの審議会に付議する財産については、ともに処理相手方は横須賀市であり、横須賀市では既存のくりはまみんなの公園を含めた同一用途、都市公園敷地として一体で利用することを計画しております。

では、利用計画についてご説明いたします。

まず、JR久里浜駅西側の利用計画図をご覧くださいますが、左側が北となっております。本地は、先ほど申しあげましたとおり、既存のくりはまみんなの公園と一体で、サッカー場などを含む都市公園として再整備する計画としております。具体的に申しますと、敷地の北側にフルピッチのサッカーグラウンド、観覧場や来場者用の駐車場を、南側、右手になりますけれども、フルピッチのサッカーグラウンド、芝生広場、更衣室棟を、そして中央にフットサル用のコート2面、管理用建物、駐車場を配置する計画としております。

次に、JR久里浜駅東側の利用計画図をご覧くださいますが、こちらも左側が北となっております。公園の整備に当たりましては、北側に畑、あずまや、ビオトープ、これは生き物が生息できるような沼のようなものですが、こういった「自然ふれあいゾーン」を、南側のJR久里浜駅に近い部分、右手になりますけれども、花壇のある「エントランスゾーン」を、その北には芝生や遊具のある「遊びと子育てゾーン」をそれぞれ配置する計画としております。

また、本計画の実施に当たりまして、整備する公園に合わせた都市公園区域の変更ですとか、用途地域等の変更を含む都市計画の変更が予定されており、本年9月の都市計画案の法定縦覧、12月の都市計画審議会を経まして、来年1月に都市計画の変更等の告示をする予定と聞いております。

それでは、横須賀市による本地取得の必要性・緊急性についてご説明いたします。

まず、横須賀市は、市の基本構想・基本計画に基づく具体的な施策を示した「横須

賀再興プラン」におきまして、スポーツを核としたまちづくりを推進しています。その最重点施策として横須賀市をホームタウンの一つとしております横浜F・マリノスの練習場と兼用する運動施設を配置した都市公園の整備を掲げて、隣接するくりはまみんなの公園と併せて再整備することとしております。

横須賀市では人口の減少、少子高齢化の進展により閉塞感、停滞感が蔓延しているという現状がございますので、交流人口の増加、地域経済の活性化を早期に図るため、スポーツを通じた交流拠点となる公園整備が必要となっております。

さらに、市内にはフルピッチを有する市営サッカー場が1つしかなく、休日の9割が大会で使用されておきまして、市内の各チームが練習場所の確保に苦慮している状況となっております。また、サッカー場などの整備に伴い、現在のくりはまみんなの公園が有する、身近に緑と触れ合い、交流できる拠点を確保する必要がございますことから、平作川の隣接地という環境を生かし、新たに公園整備を行うこととしております。

以上のことから、本地を都市公園敷地として横須賀市が取得することについては、必要性・緊急性は認められるものと考えております。

また、本利用計画は、横須賀市が旧軍港市転換計画としての役割を持たせております「横須賀市基本計画」に掲げる5つのまちづくり政策の目標、これ全てに合致するものでございます。特に1つ目の「いきいきとした交流が広がるまち」では「交流拠点の創出」、3つ目の「個性豊かな人と文化が育つまち」では「スポーツ活動の振興」などを、それぞれ施策目標として掲げておりますけれども、本利用計画はこうした施策目標を実現しようとするものでございますので、横須賀市の平和産業港湾都市建設のための転換計画に沿ったものとなっております。

次に、事業等スケジュールについてご説明いたします。横須賀市におきましては、本年度内に契約を締結の上、来年度に整備工事に着手しまして、2021年度、令和3年度に都市公園として一部、現在宿舎として利用されている部分を除きまして供用開始を予定しております。なお、公園全体の供用開始につきましては、2022年度、令和4年度を予定しております。

最後に、本審議会対象財産の処分条件等についてご説明いたします。本件は、会計法第29条の3第4項及び旧軍港市転換法第5条の規定に基づきまして、横須賀市に対し、随意契約により譲与するものでございます。なお、譲与後10年間の用途指定

を付すこととなります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○長谷川会長 本日は横須賀市の上地市長がお見えになっておりますので、ご発言がございましたら、どうぞお願いいたします。

○上地横須賀市長 ご指名をいただきました横須賀市長の上地克明でございます。今日はどうもありがとうございます。

昨年11月の第38回審議会に引き続き、横須賀市における旧軍用財産に関する諮問となりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

ただいま事務局からご説明のありました案件は、久里浜1丁目に所在する旧軍用財産を、本市が都市公園用地として譲与を受けるというものであります。

横須賀市では平成30年3月に横須賀再興プランを策定して、目指すまちづくりの3つの方向性の一つに、音楽・スポーツ・エンターテインメント都市を掲げています。その実現に向け、拠点市街地である久里浜地区において、横浜F・マリノスの練習拠点となり、市民も利用できるグラウンドなどを整備することを計画しております。横須賀市におけるサッカーの競技人口は数々のスポーツ団体の中でも最も多くて、各サッカーチームは練習場所の確保に苦慮している状況があります。

また、久里浜地区は本市の核となる地域の一つですが、JR久里浜駅周辺には未利用地が大変多くて、地域の方々からは、JR駅周辺の閑散とした状況を改善し、久里浜地区全体の活性化を図るよう、かねてから要望を受けてまいりました。

このような状況を打開し、久里浜地区の価値を高めるためには、当該地域でスポーツによるまちづくり、まちの再興を推進するものであります。

さらには、久里浜地区にはくりはま花の国をはじめとする自然豊かな環境や、近代日本の夜明けの地となったペリー公園に代表される史跡などの地域資源がありまして、これらの魅力を求めて市の内外から多くの来街者が今現地を訪れています。当該財産を取得させていただき、将来には久里浜地区がこれまで以上に地域の方々や来街者でにぎわう交流拠点となり、ひいては横須賀再興プランに掲げる躍動感のある横須賀、そして市民が自分のまちを自慢したくなるような横須賀の実現につながるものと確信をしています。

結びになりますが、私は、スポーツは郷土への帰属意識を高め、人々を元気にして地域を活性化させ、新たな経済需要を創出する力を持っていると考えております。そ

して何よりも未来を担う子供たちに希望を持たせることができるものでありまして、本事業の推進は間違いなく横須賀の復活につながると確信をしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○長谷川会長 それでは、諮問事項につきましてご意見、ご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

では、私から1つお伺いします。横浜F・マリノスの練習場として利用されるということですが、具体的に、例えば年間のうちどれぐらい利用されるのかとか、あるいはこちらは観覧場も設置されていますけれども、どれぐらいの人が通常この練習を見に来るものなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○倉林管財第1部長 事務局から答えさせていただきます。

まず、観覧場につきましては、スタンド500席を予定していると横須賀市から聞いてございます。そして、このサッカー場はあくまで公園の運動施設という位置づけですので、市民開放が求められています。そういった意味で今回は、サッカーグラウンドとフットサルコートについては、原則5割以上の市民利用を確保すると聞いております。

○上地横須賀市長 つけ加えさせていただきますと、大切なのは市民開放をいかにできるかということです。プロのサッカーチームというのは大体嫌がりますので、それをいかに市民に開放できるかということについていろいろ協議を重ねてきましたので、若干協定が遅れてしまいました。観覧席も500席用意していただくとか、様々な譲歩をしていただいたので、改めて横須賀市のためになるというふうに確信をしています。

○長谷川会長 もう1点、こちらを利用しやすくするためには、この地図で見ると非常によくわかりますが、JRの線路があって、東側と西側がある意味分断されているところがございます。それで、南側から回ってくるとかなり時間がかかるのだろうなという気がするのですが、JRの東側から西側に至るような、例えば高架で歩けるところを用意するとか、そういうことについてはJR側と話し合いはしているのでしょうか。

○上地横須賀市長 はい。実は何回も私、足を運んでいまして、JR側と協議を重ねているのですが、いまだに色よい返事はいただけないという状況がありまして、

できる限り早く跨線橋を造って、現状を解決したいと思っています。

○長谷川会長 そのほかございますでしょうか。

ご意見が出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○長谷川会長 それでは、諮問どおり決定いたします。

後ほど関東財務局長に対しまして、答申書をお渡しすることといたします。

報告事項

地方幹事会に付議し、処理した事案について

○長谷川会長 続きまして、報告事項があるようですので、事務局からお願いいたします。

○大須管財第1部次長 管財第1部次長の大須でございます。報告事項につきましてご説明させていただきます。

お手元に「報告事項 地方幹事会に付議し、処理した事案について」というA4横の資料があるかと思いますが、こちらの資料、それからスライドの画面と、席上にお配りしておりますスライドを印刷したものもご参照いただければと存じます。

財産は、一定価格ないし一定規模以下のものなどにつきましては、審議会にお諮りすることなく地方幹事会に付議して、直後の審議会に報告することになっております。

それでは、順番に概要を説明させていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。初めに、九州地方幹事会で処理した案件、こちらのほうは2つございます。いずれも平成30年11月の幹事会に付議したものでございます。

1つ目は、佐世保市大瀧町の陸上自衛隊相浦駐屯地に所在する財産5,263平方メートルにつきまして、九州防衛局に所管換することとしたものでございます。本財産は、昭和55年10月に福岡防衛施設局から普通財産として財務省が引き受けた後に、国家公務員共済組合連合会に無償貸付を行い、同連合会の資金により建設された宿舎を自衛隊の宿舎として国が借り受けていたものでございます。この駐屯地内には国がみずから建設した宿舎もございまして、宿舎敷地の管理の実態に合わせるために、本

財産を行政財産として九州防衛局へ所管換することとしたものでございます。

2つ目でございます。こちらは佐世保市前畑町に所在します在日米軍に提供中の財産のうち、11,040平方メートルにつきまして、九州防衛局に水陸両用車の輸送経路用地として使用承認することとしたものでございます。陸上自衛隊の崎辺分屯地に配備されました水陸両用車を演習などで使用する際に、分屯地と演習場の間は大型トレーラーに搭載して搬出入する必要があるございますけれども、道路幅員が狭隘であることなどによりまして、トレーラーの通行が困難な一部のルートを避けまして、提供財産内に輸送経路を設けることとしたものでございます。

続きまして、近畿地方幹事会で平成31年3月に付議したものでございます。こちらの案件につきましては、平成20年2月開催の第29回審議会において答申をいただきました舞鶴市に所在する国有地と、舞鶴市土地開発公社が所有する土地を交換した案件でございます。

国は、交換渡財産について、同公社に対して用途指定をしたところでございますけれども、スライド①の公共事業代替地として用途指定を付した4,886平方メートルの土地のうち、次のスライドにお示したように、1,242平方メートルにつきましては都市計画道路整備事業の代替地として地権者へ譲渡することになってございますけれども、残りの土地、2か所に分かれてますが、3,644平方メートルにつきましては代替地としての需要が見込めない状態であるということから、まちづくりに寄与するため有効活用を図りたいということで、同公社から用途指定の一部解除の申請がございまして、承認することとしたものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご報告させていただきます。

○長谷川会長 ただいまの報告事項につきまして何かご発言がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

また、本日は佐世保市の朝長市長がお見えになっておりますので、ご発言がございましたら、どうぞお願いいたします。

○朝長佐世保市長 佐世保市長の朝長でございます。発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から旧軍港市転換法に基づく当審議会の委員の皆様には、旧軍港市行政推進のために多大なるご協力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

佐世保市は今年、明治22年の鎮守府開庁以来130周年ということでございます。これは呉市もそうでございますが、鎮守府開庁、そして佐世保港が開港してちょうど130年という記念すべき年ということでもあります。

私ども佐世保市は3市同様に、鎮守府時代の往時をしのばせる赤レンガ建築物や巨大なクレーンなどの港湾施設といった多くの魅力ある近代化財産を今に伝えており、これらは文化庁の日本遺産としての認定を受けているところでございます。

一方、本市では、こうした市内各地域に点在する近代化財産の全体を説明し、あるいはその魅力を発信するといったガイダンス機能が十分ではないという課題もございます。

そこで現在、市中心部の立神町に所在する日本遺産にも指定されております赤レンガ造りの通称立神音楽室とその周辺広場を歴史公園として整備し、本市日本遺産の価値と魅力を伝えるガイダンス拠点とする構想を進めているところであります。

当該建物と周辺広場は、旧軍用地として財務省の所管であります。つきましては、私どもとして今後、軍転法に基づく譲与をお願いしたく存じますので、この場をかりてご紹介をさせていただきました。

いずれにいたしましても、私ども4市にとりまして旧軍港市転換法は、まちづくりに欠かすことのできない大切な法律でございます。今後とも財務省の皆様をはじめ、4市の平和産業港湾都市としての発展にご協力、ご支援のほど、よろしく願いをしたいと思っております。

今後、この譲与に関しましては、手続きを進めさせていただくことになろうかと思っておりますので、その節は何とぞまたご審議をいただきますようによろしく申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○長谷川会長 ありがとうございました。

4 閉 会

○長谷川会長 以上をもちまして、本日本日予定された議題は全て終了いたしました。

関東財務局長から発言がございましたらどうぞ。

○田中関東財務局長 本日はご多用のところ、長谷川会長をはじめまして委員の皆様

方にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、上地市長、そして朝長市長から貴重なご参考のご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま頂戴いたしました審議の結論を踏まえまして、早速、私どもとして処理を進めてまいります。本日はありがとうございました。

○長谷川会長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして散会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 3 0 分閉会